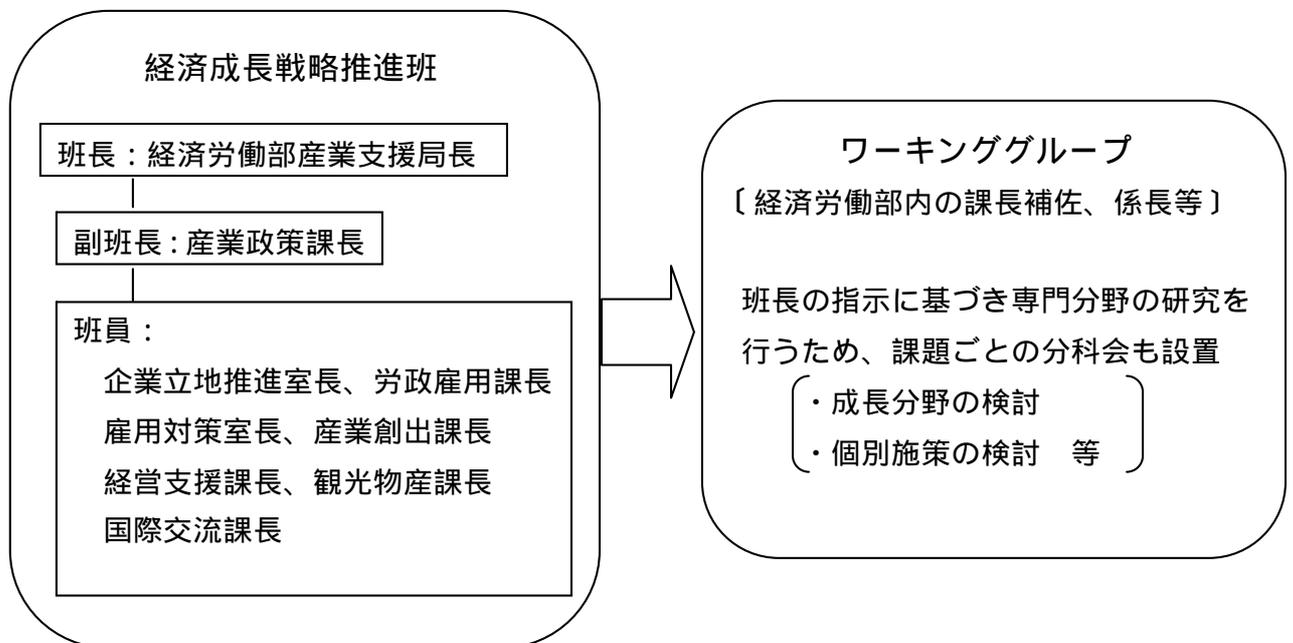


## 参 考

### 経済成長戦略の検討体制

厳しい経済情勢を踏まえ、経済・産業分野における経済危機対策の円滑な推進を図るとともに、将来を見据えた産業の振興や未来への投資につながる経済成長戦略の検討・推進を図るため、平成21年7月1日に経済労働部に「経済成長戦略推進班」を設置し、愛媛県経済成長戦略を検討。



愛媛県経済成長戦略推進班規程を次のように定める。

平成21年 6 月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県経済成長戦略推進班規程

( 設置 )

第 1 条 県内の経済情勢を的確に把握し、経済分野における経済危機対策並びに将来を見据えた産業の振興及び未来への投資につながる経済成長戦略の円滑な推進を図るため、経済労働部に経済成長戦略推進班（以下「班」という。）を設置する。

( 任務 )

第 2 条 班は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 国の経済危機対策事業（経済労働部の所管に属するものに限る。）に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 県の経済成長戦略の検討及び推進に関すること。
- (3) その他地域活性化に関し必要な事項（経済労働部の所管に属するものに限る。）

( 組織 )

第 3 条 班は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

( 職制 )

第 4 条 班に班長を置き、経済労働部産業支援局長の職にある班員に知事が命ずる。

2 班に副班長を置き、経済労働部管理局産業政策課長の職にある班員に知事が命ずる。

( 職務 )

第 5 条 班長は、上司の命を受け、班員を指揮監督し、班の事務を統轄する。

2 副班長は、班長を補佐する。

( 庶務 )

第 6 条 班の庶務は、経済労働部管理局産業政策課において処理する。

( 雑則 )

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、班に関し必要な事項は、班長が定める。

附 則

この訓令は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

1	経済労働部産業支援局長
2	経済労働部管理局産業政策課長
3	経済労働部管理局産業政策課企業立地推進室長
4	経済労働部管理局労政雇用課長
5	経済労働部管理局労政雇用課雇用対策室長
6	経済労働部産業支援局産業創出課長
7	経済労働部産業支援局経営支援課長
8	経済労働部観光国際局観光物産課長
9	経済労働部観光国際局国際交流課長

## 愛媛県経済成長戦略推進班運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県経済成長戦略推進班（以下「班」という。）の運営に関し、愛媛県経済成長戦略推進班規程（平成21年6月30日訓令第19号）（以下「班規程」という。）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

第2条 班の会議は、班長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 班長は、必要があると認めるときは、班員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (ワーキンググループ)

第3条 班に、班規程第2条に掲げる事項を専門的に調査研究するため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、班長及び副班長並びにグループ員をもって組織する。

3 班長及び副班長は、班規程第4条による。

4 グループ員は、経済労働部の職員のうちから、班長が指名する。

5 ワーキンググループの会議は、全体会議のほか、調査研究事項ごとに関連するグループ員のみを対象とする分科会議を開催することができる。

6 会議及び分科会議は、班長が招集するほか、班長の了解を得て副班長が招集することができる。

7 班長又は副班長は、必要に応じてグループ員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (庶務)

第4条 班及びワーキンググループの庶務は、経済労働部管理局産業政策課において処理する。

### (細則)

第5条 この要領に定めるもののほか、班の運営に関し必要な事項は、班長が定める。

### 附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

愛媛県経済成長戦略推進班による検討経緯

時 期	班	ワーキンググループ	
		全体会議 分科会リーダー会	分科会議
21年 7月3日	第1回班会議 (活動方針の協議)	第1回協議(7/3) (活動計画)	
	[ 随時 施策動向の把握 地元ニーズの調査等 ]	第2回協議(8/5) (取組状況)	
		第3回協議(10/14) (骨子案検討)	
10月21日	第2回班会議 (骨子案の協議)	第4回協議(12/3,8,18) (戦略案方向)	
	[ 【経済団体等へ骨子案を説明】 愛媛県商工会議所連合会(12/22) 愛媛県商工会連合会(12/22) 愛媛県中小企業団体中央会(12/22) 愛媛大学(12/21) ]		随時協議
1月5日	第3回班会議 (戦略案の協議)	第5回協議(12/25) (戦略案検討)	グループ員 限定
	[ 【骨子案についての意見交換】 愛媛県商工会議所連合会(2/2) 愛媛県商工会連合会(2/9) 愛媛県中小企業団体中央会(2/8) 愛媛県観光協会(2/2) 道後温泉旅館協同組合(2/5) ]		
22年 2月17日	第4回班会議 (戦略案の決定)		
	[ (2月18日～3月4日) パブリック・コメントによる意見募集 経済団体等への意見照会 ]		
3月23日	第5回班会議 (戦略の策定)	第6回協議(3/11) (最終案検討)	